

寄附金受領証明書

証明第 492 号
平成 30 年 12 月 4 日

西原 博徳 様

岐阜県養老郡
養老町長 大 橋



「平成 30 年分養老町ふるさと納税寄附金」として、下記のとおり受領したことを証明いたします。

記

寄 附 者	(住所) 長野県松本市笹部 1 丁目 4-8-10 トエル A102		
	(氏名) 西原 博徳		
寄付金額		40,000 円	寄附申出受付日 2018 年 11 月 18 日

※この寄附金は、所得税及び個人住民税において、寄附金控除の対象となります。

※この受領書は、払込の根拠となりますので大切に保管してください。

(注 1) 所得税、個人住民税の双方の寄附金控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

(注 2) 個人住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、寄附金を支払った翌年の 1 月 1 日現在お住まいの市区町村へ本証明書を添付のうえ申告（簡易申告）してください。